

令和5年5月8日

保護者各位

5月8日以降における本校の「新型コロナウイルス感染症対策」 並びに「罹患した場合」について

静岡聖光学院中学校・高等学校
校長 工藤 誠一
教務部・保健部

既に、ご存知のように5月8日以降「新型コロナウイルス感染症」は感染症法上の位置付けが2類から5類へと移行されました。

それに伴い本校における「新型コロナウイルス感染症対策」並びに「罹患した場合」は以下のようになります。

I. 「新型コロナウイルス感染症対策」について

1. 引き続き「家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を行います。

2. 毎朝登校前、体調をチェックしてください。但し、従来のように検温結果を「LIBER」に入力（中学1年生は健康観察記録用紙に記入）して、学校に報告することは不要となります。

登校前、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに自宅で休養してください。但し、これは新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは難しいことから、軽微な症状があるからといって登校を一律に制限するものではありません。

登校後、発熱等の症状が見られる場合には、ご家庭に連絡し帰宅（生徒のお迎えをお願いします）させ、症状がなくなるまで自宅で休養（医療機関での受診をお勧めします）していただきます。

但し、寮生につきましては別紙、寮からの「新型コロナウイルス感染症の扱い移行に際して（お知らせ）」に準じた指導をさせていただきます。

3. マスクの着用は個人の判断とします（既に実施）。

但し、以下の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの〔新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等〕を除く。）に乗車する時（当面の取扱）

また、他者に飛沫を飛ばさないよう、適切に咳エチケット（咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を行ってください。

※なお、感染が大きく拡大するような場合には、より強い対策をお願いすることがありますので、ご承知おきください。

Ⅱ. 「新型コロナウイルス感染症」に罹患した場合について

1. 従来の季節型インフルエンザと同じように「出席停止」の扱いとなります。期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
 - ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
2. 罹患した場合は、担任までご連絡ください。学校より「新型コロナ感染症罹患による出席停止届」を送ります。療養期間が終了し、登校する際に担任へ提出してください。なお、医療機関による陰性証明書の提出は不要です。
3. 発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性がありますので、不織布マスクを着用するなど、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。
4. 学校（寮も含む）では新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」の特定はしません。家族（寮での同室の生徒）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、発症日を0日として、特に5日間は体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、登校（外出）する際の不織布マスクの着用などの配慮をお願いします。もし症状が見られた場合には、医療機関での受診をお願いします。
5. 生徒自身に基礎疾患がある、あるいは同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるといった事情で、感染不安を理由に学校を休んでも欠席として扱わない特例措置は継続されます。該当する生徒の保護者の方はクラス担任にお申し出ください（合理的であると校長が判断した場合のみ認めます）。

以上